

5 水管第 2306 号
令和 5 年 12 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する
令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 431 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、漁業法第 15 条第 4 項の規定に基づき都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに同条第 1 項に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量を別紙 2 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

さらに、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和 6 管理年度における数量の融通等について、別紙 3 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和六管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

- 1 -

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和六管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和六年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和六年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,243.2トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

- 2 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	900.2
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	22.0
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,736.7トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,200.7
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	48.0

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和 年 月 日農林水産省告示第 号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

- 1 -

改 正 後	改 正 前																																
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 3,243.2トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> <th style="text-align: center;">都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td style="text-align: right;">113.0</td></tr> <tr><td>青森県</td><td style="text-align: right;">286.6</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td style="text-align: right;">78.8</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td style="text-align: right;">61.5</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td style="text-align: right;">26.8</td></tr> <tr><td>山形県</td><td style="text-align: right;">12.7</td></tr> <tr><td>福島県</td><td style="text-align: right;">11.7</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td style="text-align: right;">23.9</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td style="text-align: right;">60.0</td></tr> <tr><td>東京都</td><td style="text-align: right;">13.6</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td style="text-align: right;">39.4</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td style="text-align: right;">64.4</td></tr> <tr><td>富山県</td><td style="text-align: right;">98.5</td></tr> <tr><td>石川県</td><td style="text-align: right;">75.8</td></tr> <tr><td>福井県</td><td style="text-align: right;">22.8</td></tr> </tbody> </table>	都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	北海道	113.0	青森県	286.6	岩手県	78.8	宮城県	61.5	秋田県	26.8	山形県	12.7	福島県	11.7	茨城県	23.9	千葉県	60.0	東京都	13.6	神奈川県	39.4	新潟県	64.4	富山県	98.5	石川県	75.8	福井県	22.8	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 3,243.2トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、<u>法第十五条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。</u></p>
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量																																
北海道	113.0																																
青森県	286.6																																
岩手県	78.8																																
宮城県	61.5																																
秋田県	26.8																																
山形県	12.7																																
福島県	11.7																																
茨城県	23.9																																
千葉県	60.0																																
東京都	13.6																																
神奈川県	39.4																																
新潟県	64.4																																
富山県	98.5																																
石川県	75.8																																
福井県	22.8																																

- 2 -

静岡県	29.8
愛知県	0.1
三重県	33.8
京都府	21.7
大阪府	0.1
兵庫県	5.6
和歌山県	28.8
鳥取県	4.9
島根県	94.6
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	97.3
徳島県	11.7
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	75.5
福岡県	10.8
佐賀県	4.2
長崎県	728.9
熊本県	7.2
大分県	3.8
宮崎県	19.5
鹿児島県	14.2
沖縄県	0.1

- 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）
- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
6,736.7トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量

- 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）
- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
6,736.7トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速

とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	320.7
青森県	508.0
岩手県	55.1
宮城県	22.6
秋田県	31.4
山形県	10.4
福島県	1.0
茨城県	6.2
千葉県	29.1
東京都	18.4
神奈川県	6.6
新潟県	97.5
富山県	15.2
石川県	41.9
福井県	19.2
静岡県	14.6
愛知県	1.0
三重県	28.8
京都府	24.1
大阪府	1.0
兵庫県	9.3
和歌山県	17.5
鳥取県	6.1
島根県	25.6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	26.0
徳島県	8.6

やかに定めるものとする。

香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	16.8
福岡県	7.9
佐賀県	6.5
長崎県	173.9
熊本県	6.2
大分県	6.4
宮崎県	16.9
鹿児島県	8.9
沖縄県	147.5

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）

融通等に伴う漁獲可能量の数量変更の事後報告について (くろまぐろ)

1 背景

令和5管理年度のくろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣許可漁業等と都道府県との間での数量の融通等による数量変更については、関係者間の協議が調った場合において、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会（以下「審議会」という。）の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としてきたところ。

2 今後の取扱い

- (1) 令和6管理年度においては、くろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (2) 令和6管理年度においては、資源管理基本方針（別紙2-1）第6の3（1）に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業」、「くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等」及び「くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業」の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの大員管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れに伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (3) 令和6管理年度においては、資源管理基本方針（別紙2-2）第6の6に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」の漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (4) 令和5年のWCPFC年次会合において、太平洋クロマグロの資源管理措置として、くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠に係数1.47を乗じてくろまぐろ（大型魚）の漁獲枠へ振り替えることを可能とする特例措置の上限を10%から30%に拡大する勧告が合意された。

これを踏まえ、令和6管理年度におけるWCPFCで合意された措置に基づく係数による不等量交換は、水産庁資源管理部管理調整課長が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大員管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に一定の係数

(大臣管理区分は1.2、都道府県は1.4)を乗じた数量とする。また、WCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数から上記の一定の係数を減じた係数を不等量交換を行おうとするくろまぐろ(小型魚)の数量に乗じて計算されるくろまぐろ(大型魚)の数量については、国の留保枠へ繰り入れることとする。

上記の不等量交換に伴う漁獲可能量等の変更については、あらかじめ定めた係数に基づく農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、審議会には事後報告で対応できることとする。

なお、我が国において行えるWCPFCで合意された措置に基づく係数による不等量交換の総量は、1,202トン(WCPFCで定められた我が国のくろまぐろ(小型魚)の漁獲枠の30パーセント)を上限とする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する(漁業法第15条第6項において準用する同条第5項)。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する(漁業法第15条第6項において準用する同条第4項)。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴くこととする(漁業法第15条第6項において準用する同条第3項)。

令和6管理年度における漁獲可能量の 当初配分について（くろまぐろ）

令和5年12月 水産庁

令和6管理年度の管理

- 管理の期間

大臣管理区分 令和6年1月から同年12月まで

都道府県 令和6年4月から令和7年3月まで

	2022年 (令和4年)				2023年 (令和5年)				2024年 (令和6年)				2025年 (令和7年)			
月	4	12	1	3 4	12	1	3 4	12	1	3 4	12	1	3 4	12		
大臣 管理																
都道 府県																

令和5管理年度

令和6管理年度

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第5回(2018年11月1日)**
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- **第6回(2019年10月3日)**
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
　　<検討を行った項目>
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- **第7回(2019年10月24日)**
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
　　<追加された考え方>
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第8回(2021年10月12日)**
令和4管理年度以降の配分の考え方における検討の方向性について確認
　　<検討の方向性>
 - *小型魚から大型魚へのシフトについて
 - *大型魚増枠実現後の配分のあり方について
 - *留保について
 - *前管理年度未利用分を原資とする追加配分について
- **第9回(2021年11月29日)**
第8回で確認した方向性に従い、令和4管理年度以降の配分の考え方を取りまとめ

「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイント

○ 令和3(2021)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり。

- 令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- 大型魚について、WCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも配分量が少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、当該平均漁獲実績の数量以上の配分とする。
- 国の留保について、直近の管理状況等を勘案し、当面の間は小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するものとする。
- 継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として400トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。
- 留保の配分については、沿岸漁業にも配慮。

令和6管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期(令和5管理年度)が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期(令和5管理年度)が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とする。

WCPFCにおける管理措置の変更

1. WCPFCにおける管理措置の変更

- 本年7月に開催された第19回WCPFC北小委員会において、太平洋クロマグロの資源管理措置として、小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）の上限を、現行の小型魚の漁獲上限の10%から30%に拡大する勧告が提出された。
- 本勧告は12月開催のWCPFC年次会合において採択されたため、令和6管理年度の配分に適用する。

2. 現状の管理措置

- 現行の小型魚から大型魚への振り替えについては、管理年度の当初配分の際に一括で行われ、合計で442トンが振り替えられている。
- このうち、我が国の小型魚の漁獲枠(4,007トン)の10%である、400トンまでは振替係数を乗じて大型魚に振り替えている。振替係数による大型魚の増加分(400×0.47=188トン)は比率で配分している。
- 一方で、今回の勧告の上限である、我が国の小型魚の漁獲枠(4,007トン)の30%(1,202トン)を一括で振り替えることは、各管理区分の小型魚の消化率が高い中で、現実的ではない。

3. WCPFCにおける管理措置の変更を踏まえた振替

⇒現行と同じ数量を振り替え、追加は大臣管理区分及び都道府県からの要望を受けて行う

1. 管理年度の当初配分の際に、現行と同じ442トンすべてに振替係数を乗じて大型魚に振り替える。振替係数による大型魚の増加分(442×0.47=207.7トン)は現行の増加分の配分割合と同じ割合で振り替える。
2. 加えて、各管理区分に年2回の要望調査(当初は大臣管理区分のみ)を行い、振替を希望する管理区分等に対して、勧告により振替係数が適用できる上限までは、次の3. を適用した振り替えを行う。
3. 沿岸及び小型魚の少ない都道府県への配慮として、各管理区分の振替係数は大臣管理区分で1.2倍、知事管理区分で1.4倍とし、残りの振替係数による増加分については、一旦国の留保に入れ、その後、沿岸漁業に配分。

令和6管理年度の当初配分基礎（増枠・振替等の内訳）

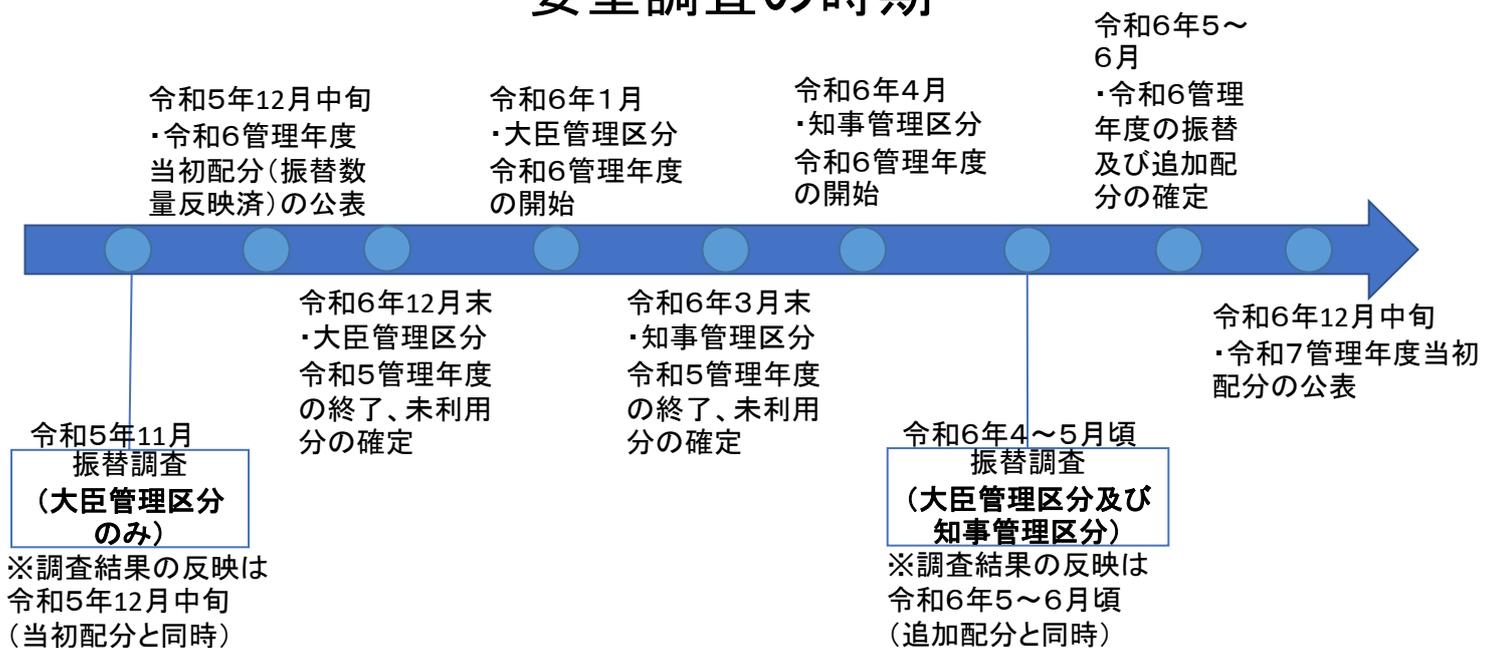
単位：トン

小型魚	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1の数量	基礎的な配分	R6当初配分基礎	基礎的な配分との差	比率(%)
		a	b	b-a	b/a
大中型まき網漁業	2,272.0	1,500.0	1,200.0	-300.0	80
かじき等流し網漁業等	1,735.0	44.0	44.0	0.0	100
かつお・まぐろ漁業		62.0	25.0	-37.0	40
都道府県		1,885.3	2,196.9	311.6	117
留保	-	265.7	99.1	-166.6	38
全体	4,007.0	3,757.0	3,565.0	-192.0	95

単位：トン

大型魚	2002-04年の平均漁獲実績	基礎的な配分	WCPFC増枠分	2021WCPFC 15%増枠分		R6当初配分基礎	基礎的な配分との差	比率(%)
				(4,882 × 0.15=732)	振替換算係数適用による増加分 (442 × 0.47=207.7)			
		A				B	B-A	B/A
大中型まき網漁業	3,098.0	3,063.2	267.8	143.9	123.9	3,641.0	577.8	119
かじき等流し網漁業等	752.0	9.4	2.2	1.9	0.3	21.6	12.2	230
かつお・まぐろ漁業		362.6	264.6	250.0	14.6	754.3	391.7	208
都道府県	1,032.0	1,571.0	375.1	311.5	63.6	1,746.0	175.0	111
留保	-	125.8	30.0	24.7	5.3	100.8	-25.0	80
全体	4,882.0	5,132.0	939.7	732.0	207.7	6,263.7	1,131.7	122

要望調査の時期



令和6管理年度の具体的な配分案

- 下表の令和6管理年度の当初の配分に加え、令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚

	単位:トン	
	令和5管理年度当初	令和6管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	1,269.0	947.2
大中型まき網漁業	1,200.0	900.2
かじき等流し網漁業等	44.0	22.0
かつお・まぐろ漁業	25.0	25.0
都道府県	2,092.0	2,193.6
留保	204.0	102.4
合計	3,565.0	3,243.2

大型魚

	単位:トン	
	令和5管理年度当初	令和6管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	4,419.2	4,820.2
大中型まき網漁業	3,629.3	4,000.7
かじき等流し網漁業等	21.6	48.0
かつお・まぐろ漁業 ^{※2}	768.3	771.5
都道府県	1,740.0	1,745.9
留保 ^{※3}	84.8	170.6
合計	6,244.0	6,736.7

※1令和6管理年度の基礎的な配分から過去の超過数量等を差し引いた配分量。

※2大型魚の大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業のIQ管理区分については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和4管理年度からの繰越量を追加し、さらに超過分について差し引き。

※3大臣管理区分による振替（大中まき299.8トン、かじき流し網22.0トン）の増加分のうち、沿岸漁業に配分するものは一旦留保に繰り入れ。

小型魚の基礎的な配分

小型魚	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1の数量	管理開始当初の配分	基礎的な配分	令和6管理年度の基礎的な配分	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1に対する配分割合(%)
	a			b	b/a
大中型まき網漁業(※)	2,272.0	2,000.0	1,500.0	1,200.0	52.8
かじき等流し網漁業等	1,735.0	1,991.3	44.0	44.0	131.0
かつお・まぐろ漁業			62.0	25.0	
都道府県(沿岸漁業)			1,885.3	2,196.9	
留保	-	15.7	265.7	99.1	-
合計	4,007.0	4,007.0	3,757.0	3,565.0	-

※ 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。

大型魚の基礎的な配分

大型魚	2002-04年の 平均漁獲実績	(参考) 2015-16年平均 漁獲実績	基礎的な配分	令和6管理年 度の基礎的な 配分	2002-04年の 平均漁獲実績 に対する配分 割合(%)
	A			B	B/A
大中型まき網漁業(※)	3,098.0	2,863.9	3,063.2 (振替前2,813.2)	3,641.0	117.5
かじき等流し網漁業等	752.0	156.2	9.4	21.6	103.0
かつお・まぐろ漁業			362.6	754.3	
都道府県(沿岸漁業)	1,032.0	1,100.0	1,571.0	1,746.0	169.2
留保	-	-	125.8	100.8	-
合計	4,882.0	4,114.7	5,132.0	6,263.7	-

※ 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。また、2015-16年平均漁獲実績比率に基づき配分するにあたり、大中型まき網のTAC管理開始前の自主規制枠(3,098トン(2002-04年の平均漁獲実績))を上回るため、3,098トンを基本とする。この調整の際に発生した数量(295.0トン)は国の留保とする。

小型魚の都道府県別の当初配分案

都道府県別の小型魚の配分

単位: トン

都道府県	令和5	令和6
北海道	17.6	113.0
青森県	286.6	286.6
岩手県	78.8	78.8
宮城県	61.5	61.5
秋田県	26.8	26.8
山形県	12.7	12.7
福島県	11.7	11.7
茨城県	23.9	23.9
千葉県	60.0	60.0
東京都	13.6	13.6
神奈川県	39.4	39.4
新潟県	64.4	64.4
富山県	98.5	98.5

都道府県	令和5	令和6
石川県	75.8	75.8
福井県	22.8	22.8
静岡県	29.8	29.8
愛知県	0.1	0.1
三重県	33.8	33.8
京都府	21.7	21.7
大阪府	0.1	0.1
兵庫県	5.5	5.6
和歌山県	28.8	28.8
鳥取県	4.9	4.9
島根県	91.8	94.6
岡山県	0.1	0.1
広島県	0.2	0.2

都道府県	令和5	令和6
山口県	97.3	97.3
徳島県	11.7	11.7
香川県	0.1	0.1
愛媛県	11.1	11.1
高知県	75.5	75.5
福岡県	10.8	10.8
佐賀県	4.0	4.2
長崎県	728.9	728.9
熊本県	6.9	7.2
大分県	3.8	3.8
宮崎県	16.7	19.5
鹿児島県	14.2	14.2
沖縄県	0.1	0.1
合計	2092.0	2193.6

※過去の超過分の差し引きが完了した県への配分が見かけ上増加している。

大型魚の都道府県別の当初配分案

都道府県別の大型魚の配分

単位：トン

都道府県	令和5	令和6
北海道	319.6	320.7
青森県	506.3	508.0
岩手県	54.9	55.1
宮城県	22.5	22.6
秋田県	31.3	31.4
山形県	10.4	10.4
福島県	1.0	1.0
茨城県	6.2	6.2
千葉県	29.0	29.1
東京都	18.3	18.4
神奈川県	6.6	6.6
新潟県	97.2	97.5
富山県	15.1	15.2

都道府県	令和5	令和6
石川県	41.8	41.9
福井県	19.1	19.2
静岡県	14.5	14.6
愛知県	1.0	1.0
三重県	28.7	28.8
京都府	24.0	24.1
大阪府	1.0	1.0
兵庫県	9.3	9.3
和歌山県	17.4	17.5
鳥取県	6.1	6.1
島根県	25.5	25.6
岡山県	1.0	1.0
広島県	1.0	1.0

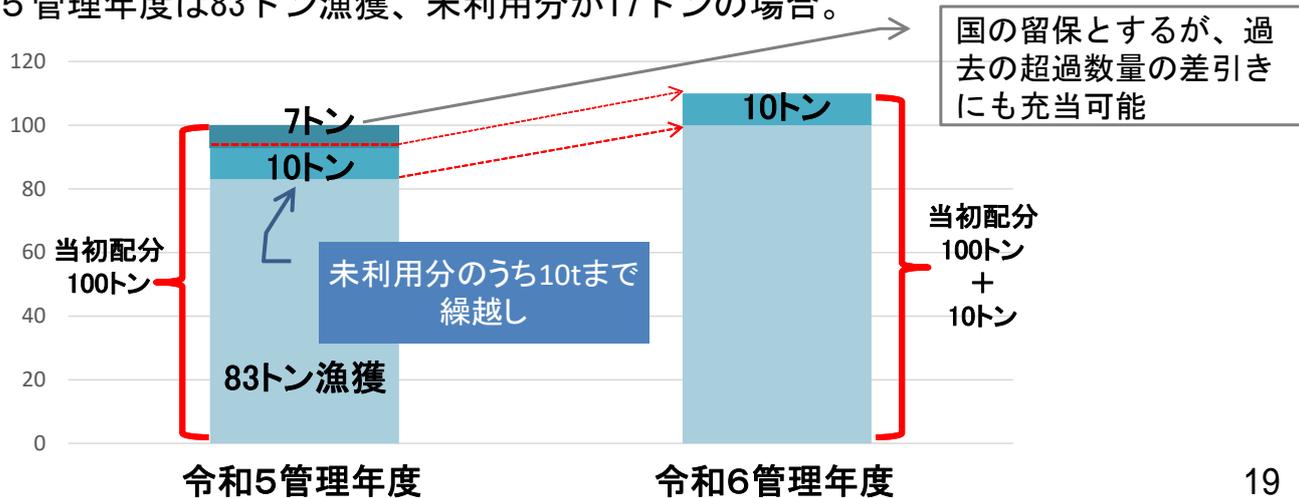
都道府県	令和5	令和6
山口県	25.9	26.0
徳島県	8.6	8.6
香川県	1.0	1.0
愛媛県	6.0	6.0
高知県	16.7	16.8
福岡県	7.9	7.9
佐賀県	6.5	6.5
長崎県	173.3	173.9
熊本県	6.2	6.2
大分県	6.4	6.4
宮崎県	16.8	16.9
鹿児島県	8.9	8.9
沖縄県	147.0	147.5
合計	1740.0	1745.9

※本年のWCPFC年次会合で管理措置に変更があった場合の配分量。振替係数適用による増加分（19.7トン、うち都道府県分は6トン）は、令和5管理年度当初配分の割合で配分し、配分できなかった端数（0.1トン）は留保に繰り入れ。

令和5管理年度における繰越しの基本的な考え方

- 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、漁獲枠の未利用分については、漁獲枠の17%を上限に繰越可能となっている。
- 国内ルールでは、大臣管理漁業、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それ以上は国の留保に繰り入れて再配分した。
- なお、繰越枠(10%)を超える数量は国の留保にするとともに、過去の超過数量の差引きにも充当可能とした(融通分除く)。

(例) 令和5管理年度、令和6管理年度の当初配分が100トンの都道府県で、令和5管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



令和6管理年度の管理

- 過去の超過数量の令和6管理年度における取り扱いについては、以下のとおりとする。

■ 超過数量の取り扱い

令和5管理年度の超過量は、令和6管理年度から原則として一括差引し、一括差引で全量差し引けない場合に限り分割差引とする。

また、過去の第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより漁獲枠が0トンとなる都道府県については混獲に備えて一定数量を配分する。